

平成 30 年 2 月 21 日

松田町議会議長 中野 博 殿

議会基本条例制定委員会
委員長 利根川 茂

議会基本条例制定委員会報告書

本委員会は、平成 28 年に 4 回、平成 29 年に 5 回、平成 30 年に 2 回、役場 4 階会議室において、委員全員出席のもとに委員会を開催し、平成 28 年第 2 回議会定例会において議会基本条例制定委員会が設置され、継続審査となつた「議会基本条例の制定に関する事項」を慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記

1. 審査の結果

採決の結果、賛成全員で議会基本条例を制定すべきものと決定しました。

2. 審査の内容

議会基本条例制定委員会は、平成 27 年 3 月 12 日に議会で可決された議会基本条例検討委員会報告書の基本方針に基づき、平成 28 年 6 月 3 日に置された特別委員会で、必要最小限の規定を骨格とした条例及び地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議決権の拡大を目指し、条例の作成作業を進めました。

条例作成に当たり、委員会を 11 回開催し、他の市町村の条例の調査・比較、必要に応じて政策推進課長、総務課長、福祉課長、子育て健康課長、まちづくり課長及び職員出席のもと、意見を聞き条例素案を作成し、平成 29 年 1 月 27 日まで、条例素案に対する意見公募を実施し、議会全員協議会に協議をしながら、素案に修正を加えた条例案を作成しました。

自治体議会改革フォーラムが公表した市町村の議会基本条例
(裏面へ続く)

の制定状況（平成29年7月現在）は、市議会461団体（59.8%）、町村議会287団体（31.0%）となっており、各議会等の意識改革も進み、年々議会基本条例を制定する団体が増加しています。

本町議会においても、町の発展と町民福祉の向上を目指し、議会及び議員がその役割を適切に果たすことができるよう、議会の透明性と公平性を確保し、町民が期待と信頼をもてる議会活動を進めるため、議会の最高規範として早急に条例を制定する必要があると判断しました。

案決定

平成30年2月21日

松田町議会議長 中野 博 殿

議会基本条例制定委員会
委員長 利根川 茂

議会基本条例制定委員会報告書

本委員会は、平成28年に4回、平成29年に5回、平成30年に2回、役場4階会議室において、委員全員出席のもとに委員会を開催し、平成28年第2回議会定例会において議会基本条例制定委員会が設置され、継続審査となつた「議会基本条例の制定に関する事項」を慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記

1. 審査の結果

採決の結果、賛成全員で議会基本条例を制定すべきものと決定しました。

2. 審査の内容

議会基本条例制定委員会は、平成27年3月12日に議会で可決された議会基本条例検討委員会報告書の基本方針に基づき、平成28年6月3日に設置された特別委員会で、必要最小限の規定を骨格とした条例及び地方自治法第96条第2項の規定による議決権の拡大を目指し、条例の作成作業を進めました。

条例作成に当たり、委員会を11回開催し、他の市町村の条例の調査・比較、必要に応じて政策推進課長、総務課長、福祉課長、子育て健康課長、まちづくり課長及び職員出席のもと、意見を聞き条例素案を作成し、平成29年12月1日から27日まで、条例素案に対する意見公募を実施し、議会全員協議会に協議をしながら、素案に修正を加えた条例案を作成しました。

自治体議会改革フォーラムが公表した市町村の議会基本条例
(裏面へ続く)

の制定状況（平成29年7月現在）は、市議会461団体（59.8%）、町村議会287団体（31.0%）となっており、各議会等の意識改革も進み、年々議会基本条例を制定する団体が増加しています。

本町議会においても、町の発展と町民福祉の向上を目指し、議会及び議員がその役割を適切に果たすことができるよう、議会の透明性と公平性を確保し、町民が期待と信頼をもてる議会活動を進めるため、議会の最高規範として早急に条例を制定する必要があると判断しました。

案

平成 30 年 2 月 21 日

松田町議会議長 中野 博 殿

議会基本条例制定委員会
委員長 利根川 茂

議会基本条例制定委員会報告書

本委員会は、平成 28 年 7 月 25 日、9 月 9 日、10 月 13 日、12 月 8 日、平成 29 年 1 月 11 日、2 月 10 日、3 月 2 日、9 月 1 日、9 月 15 日、平成 30 年 2 月 13 日及び 2 月 21 日に役場 4 階会議室において、委員全員のもとに委員会を開催し、平成 28 年第 2 回議会定例会において議会基本条例制定委員会が設置され、継続審査となつた「議会基本条例の制定に関する事項」を慎重に審査いたしましたので、次のとおり報告します。

記

1. 審査の結果

採決の結果、賛成全員で議会基本条例を制定すべきものと決定しました。

2. 審査の内容

議会基本条例制定委員会は、平成 27 年 3 月 11 日の議会基本条例検討委員会報告書の基本方針に基づき、平成 28 年 6 月 3 日に設置された特別委員会で、必要最小限の規定を骨格とした条例及び地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議決権の拡大を目指し、条例の作成作業を進めました。

条例作成に当たり、委員会を 11 回開催し、他の市町村の条例の調査・比較、必要に応じて政策推進課長、総務課長、福祉課長、子育て健康課長、まちづくり課長及び職員出席のもと、意見を聞き条例素案を作成し、平成 29 年 1 月 1 日から 27 日まで、条例素案に対する意見公募を実施し、議会全員協議会

(裏面へ続く)

に協議をしながら、素案に修正を加えた条例案を作成しました。

審査の結果、自治体議会改革フォーラムが公表した市町村の議会基本条例の制定状況（平成29年7月現在）は、市議会461団体（59.8%）、町村議会287団体（31.0%）となっており、各議会等の意識改革も進み、年々議会基本条例を制定する団体が増加しています。

本町議会においても、町の発展と町民福祉の向上を目指し、本町議会及び議員がその役割を適切に果たすことができるよう、議会の透明性と公平性を確保し、町民が期待と信頼をもてる議会活動を進めるため、議会の最高規範として早急に条例を制定する必要があると判断しました。